月報みさわ

令和8年10月号

一般職業紹介状況の推移（全数）

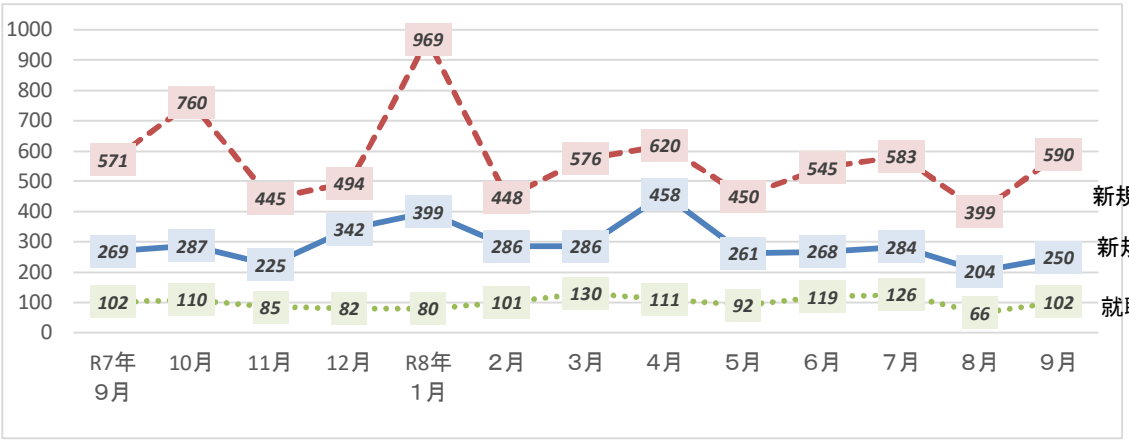

	R7年 9月	10月	11月	12月	R8年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
新規求職者数	269	287	225	342	399	286	286	458	261	268	284	204	250
新規求人数	571	760	445	494	969	448	576	620	450	545	583	399	590
就職者数	102	110	85	82	80	101	130	111	92	119	126	66	102

月間有効求人倍率の推移（全数）

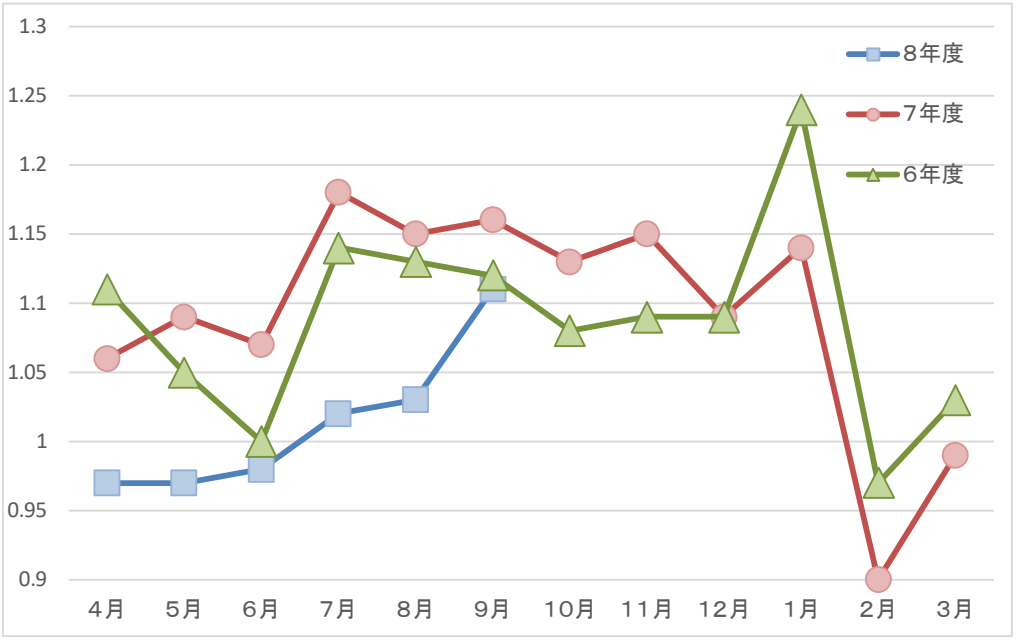

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
8年度	0.97	0.97	0.98	1.02	1.03	1.11						
7年度	1.06	1.09	1.07	1.18	1.15	1.16	1.13	1.15	1.09	1.14	0.90	0.99
6年度	1.11	1.05	1.00	1.14	1.13	1.12	1.08	1.09	1.09	1.24	0.97	1.03

三沢公共職業安定所

〒033-0031　三沢市桜町3丁目1-22
TEL：0176-53-4178



ハローワーク三沢
公式キャラクター
み～くん



令和　8　年　9　月　分

ハローワーク三沢
【十和田出張所分を除く】

Ⅰ．一般職業紹介業務（全数）　　［学卒及び日雇を除く］

項目		合計（全数）			フルタイム（全数）			パート（全数）		
		当月	前年同月	増減率	当月	前年同月	増減率	当月	前年同月	増減率
求職	1．新規求職申込件数	250	269	▲ 7.1	163	173	▲ 5.8	87	96	▲ 9.4
求職	2．月間有効求職者数	1,302	1,286	1.2	803	798	0.6	499	488	2.3
紹介	3．紹介件数	225	226	▲ 0.4	140	144	▲ 2.8	85	82	3.7
紹介	うち雇用保険受給者	49	59	▲ 16.9	39	41	▲ 4.9	10	18	▲ 44.4
就職	4．就職件数	102	102	0.0	58	60	▲ 3.3	44	42	4.8
就職	うち雇用保険受給者	29	22	31.8	20	21	▲ 4.8	9	1	800.0
求人	5．新規求人数	590	571	3.3	443	441	0.5	147	130	13.1
求人	6．月間有効求人数	1,442	1,487	▲ 3.0	1,054	1,106	▲ 4.7	388	381	1.8
	7．充足数	81	83	▲ 2.4	42	49	▲ 14.3	39	34	14.7
	8．新規求人倍率（5/1）	2.36	2.12	0.24	2.72	2.55	0.17	1.69	1.35	0.34
	9．有効求人倍率（6/2）	1.11	1.16	▲ 0.05	1.31	1.39	▲ 0.08	0.78	0.78	0.00
	10．就職率（4/1）×100	40.8	37.9	2.9	35.6	34.7	0.9	50.6	43.8	6.8
	11．充足率（7/5）×100	13.7	14.5	▲ 0.8	9.5	11.1	▲ 1.6	26.5	26.2	0.3

※増減率の単位は、項目1～7は%、項目8～11はポイント

Ⅱ．一般職業紹介業務（常用）　　［臨時及び 学卒、日雇を除く］

項目		合計（常用）			フルタイム（常用）			パート（常用）		
		当月	前年同月	増減率	当月	前年同月	増減率	当月	前年同月	増減率
求職	1．新規求職申込件数	246	263	▲ 6.5	159	169	▲ 5.9	87	94	▲ 7.4
求職	2．月間有効求職者数	1,289	1,272	1.3	799	792	0.9	490	480	2.1
紹介	3．紹介件数	196	182	7.7	118	119	▲ 0.8	78	63	23.8
紹介	うち雇用保険受給者	39	53	▲ 26.4	31	37	▲ 16.2	8	16	▲ 50.0
就職	4．就職件数	95	87	9.2	55	51	7.8	40	36	11.1
就職	うち雇用保険受給者	25	21	19.0	19	20	▲ 5.0	6	1	500.0
求人	5．新規求人数	479	434	10.4	348	331	5.1	131	103	27.2
求人	6．月間有効求人数	1,269	1,268	0.1	920	935	▲ 1.6	349	333	4.8
	7．充足数	77	71	8.5	39	39	0.0	38	32	18.8
	8．新規求人倍率（5/1）	1.95	1.65	0.30	2.19	1.96	0.23	1.51	1.10	0.41
	9．有効求人倍率（6/2）	0.98	1.00	▲ 0.02	1.15	1.18	▲ 0.03	0.71	0.69	0.02
	10．就職率（4/1）×100	38.6	33.1	5.5	34.6	30.2	4.4	46.0	38.3	7.7
	11．充足率（7/5）×100	16.1	16.4	▲ 0.3	11.2	11.8	▲ 0.6	29.0	31.1	▲ 2.1

※増減率の単位は、項目1～7は%、項目8～11はポイント

Ⅲ. 一 般 職 業 紹 介 業 務 （ 中高年[45歳以上] ）　　[臨時及び 学卒、日雇を除く]

項　　目	合 計 （常用）			フルタイム（常用）			パ ー ト （常用）		
	当月	前年同月	増減率(%)	当月	前年同月	増減率(%)	当月	前年同月	増減率(%)
新規求職申込件数	148	135	9.6	91	75	21.3	57	60	▲ 5.0
うち55歳以上	100	100	0.0	59	52	13.5	41	48	▲ 14.6
月間有効求職者数	728	708	2.8	422	412	2.4	306	296	3.4
うち55歳以上	486	468	3.8	274	253	8.3	212	215	▲ 1.4
紹介件数	104	101	3.0	57	59	▲ 3.4	47	42	11.9
うち55歳以上	61	66	▲ 7.6	31	36	▲ 13.9	30	30	0.0
就職件数	54	44	22.7	30	19	57.9	24	25	▲ 4.0
うち55歳以上	30	32	▲ 6.3	18	12	50.0	12	20	▲ 40.0

Ⅳ. 雇 用 保 険 関 係 業 務

項　　目			当　月	前年同月	増減率（%）
給付関係	一般	受 給 資 格 決 定 件 数	73	62	17.7
		受 給 者 実 人 員	320	355	▲ 9.9
		支 給 金 額 （円）	44,378,534	42,713,382	3.9
	高年齢	受 給 資 格 決 定 件 数	10	23	▲ 56.5
		受 給 者 実 人 員	11	25	▲ 56.0
		支 給 金 額 （円）	2,763,650	5,712,250	▲ 51.6
	特例	受 給 資 格 決 定 件 数	0	0	－
		受 給 者 実 人 員	0	0	－
		支 給 金 額 （円）	0	0	－
	再就職手当	申 請 書 受 理 件 数	21	24	▲ 12.5
		支 給 人 員	33	39	▲ 15.4
		支 給 金 額 （円）	11,894,319	11,787,667	0.9
適用関係	適 用 事 業 所 数		1,267	1,286	▲ 1.5
	被 保 険 者 数		16,247	16,291	▲ 0.3
	資 格 取 得 者 数		163	192	▲ 15.1
	資 格 喪 失 者 数		177	188	▲ 5.9
	離 職 票 交 付 枚 数		143	152	▲ 5.9

Ⅴ. 特定求職者雇用開発助成金関係

項　　目	支給決定件数	支　給　金　額　（円）
６０歳以上の者	3	900,000
障害者（身体・知的・精神）	3	1,000,000
母子家庭の母等	3	850,000
その他	3	500,000

外国人労働者を雇用する事業主の皆さまへ

外国人労働者の職場定着のために助成金を活用しませんか？

人材確保等支援助成金 外国人労働者就労環境整備助成コースのご案内

外国人労働者は、日本の労働法制や雇用慣行などの知識の不足や言語の違いなどから、労働条件・解雇などに関するトラブルが生じやすい傾向にあります。

この助成金は、外国人特有の事情に配慮した**就労環境の整備**を行い、**外国人労働者の職場定着に取り組む事業主**※に対して支給します。

※　雇用保険被保険者となる外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」を除く）を雇用している事業主が対象

具体的な取り組み（就労環境整備措置）

■①と②の措置を必ず導入・実施する必要があります。

①雇用労務責任者の選任	○　雇用労務責任者を事業所ごとに選任し、雇用する外国人労働者に、選任した責任者の氏名や当該責任者が苦情・相談に応じることについて周知する ○　雇用労務責任者が外国人労働者と3か月ごとに1回以上の面談を行う ○　雇用労務責任者が「外国人労働者雇用労務責任者講習（※）」を受講する （※）厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課において実施する委託事業
②就業規則・社内マニュアル等の多言語化	○　以下の（1）～（3）について、それぞれ1種類以上を多言語化し、雇用する外国人労働者に周知する。 （1）就業規則または労働協約 （2）労働条件通知書または雇用契約書 （3）社内マニュアル

■③の措置を導入・実施した場合、上乗せ助成があります。※任意

③ 一時帰国のための休暇制度の整備	○　外国人労働者が一時帰国を希望した場合に必要な有給休暇を取得できる制度を新たに定め、1年間に1回以上の連続した5日以上の有給休暇を取得させる。

支給額

具体的な取り組みの①と②の措置を実施した場合　**20万円**

①と②の措置に加えて③の措置を実施した場合　**25万円**

（裏面に続く）

厚生労働省　都道府県労働局・ハローワーク

主な支給要件

■「外国人労働者離職率」に関する目標を達成する必要があります。

外国人労働者離職率	就労環境整備計画期間の末日の翌日から6か月経過するまでの期間の外国人労働者の離職率が15％以下であること。

※　外国人労働者数が2人以上6人以下の場合は、6か月経過後の外国人労働者離職者数が1人以下であること。

■外国人雇用状況届出（労働施策総合推進法）を適正に届け出ている必要があります。

支給までの流れ

計画書や支給申請書類の提出は決められた期限内に都道府県労働局へ提出する必要があります。なお、郵送の場合、計画書や支給申請書類は決められた期限までに必ず到達するよう、余裕を持ってご提出ください。

1. 就労環境整備計画を作成・提出　【計画期間：3か月以上1年以内】

提出期間内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出してください。

計画期間：3か月～1年

2. 就労環境整備措置の導入

「具体的な取組（就労環境整備措置）」の③の措置は、就業規則または労働協約に明文化することが必要です。

3. 就労環境整備措置の実施

2で導入した就労環境整備措置を計画どおりに実施してください。

就労環境整備計画期間の末日の翌日から6か月後

4. 支給申請

就労環境整備計画期間の末日の翌日から6か月経過した日の翌日から2か月以内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出してください。

5. 助成金の支給

お問い合わせ先

都道府県労働局職業安定部職業対策課（助成金センター）

助成金の活用にあたり、このリーフレットに記載していない支給要件や取り扱いがあります。
ご不明な点や詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご覧いただくか、最寄りの都道府県労働局職業安定部職業対策課（助成金センター）までお問い合わせください。

助成金のお問い合わせ先・申請先
都道府県労働局の受付窓口
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html

人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html

LL081001外03